

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5018103号
(P5018103)

(45) 発行日 平成24年9月5日(2012.9.5)

(24) 登録日 平成24年6月22日(2012.6.22)

(51) Int. Cl. F I
G06F 21/20 (2006.01) G O 6 F 21/20 1 3 1 D
G09C 1/00 (2006.01) G O 9 C 1/00 6 4 O E

請求項の数 8 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2007-12776 (P2007-12776)	(73) 特許権者	000005496
(22) 出願日	平成19年1月23日 (2007.1.23)		富士ゼロックス株式会社
(65) 公開番号	特開2008-181217 (P2008-181217A)		東京都港区赤坂九丁目7番3号
(43) 公開日	平成20年8月7日 (2008.8.7)	(74) 代理人	100079049
審査請求日	平成21年12月21日 (2009.12.21)		弁理士 中島 淳
		(74) 代理人	100084995
			弁理士 加藤 和詳
		(74) 代理人	100085279
			弁理士 西元 勝一
		(74) 代理人	100099025
			弁理士 福田 浩志
		(72) 発明者	長村 徹
			神奈川県海老名市本郷2274番地 富士ゼロックス株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 情報処理装置、画像処理装置、及び情報処理方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した記憶手段と、
 入力された前記認証情報を、前記記憶手段に記憶された認証情報と照合する照合手段と

、
前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定する居場所判定手段と、

前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記照合手段によって、前記入力された認証情報が照合され、かつ、前記居場所判定手段によって居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する認証手段と、
 を含む情報処理装置。

【請求項2】

ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した認証情報記憶装置に、
 入力された前記認証情報を照合させて、照合結果を受信する受信手段と、
前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場

10

20

合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定する居場所判定手段と、

前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記受信手段によって、前記入力された認証情報が照合されたことを示す照合結果を受信し、かつ、前記居場所判定手段によって居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する認証手段と、

を含む情報処理装置。

10

【請求項 3】

前記認証情報が自装置の設置場所において入力されたか、又は遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力されたかを判定する入力場所判定手段と、

前記スケジュール記憶装置に記憶された前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザのスケジュール情報に基づいて、前記認証対象のユーザが、自装置を使用できる地域に存在しているか否かを判定する判定手段とを更に含み、

前記居場所判定手段は、前記入力場所判定手段によって前記遠隔地に設定された端末装置から入力されたと判定された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報に基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定し、

20

前記認証手段は、前記自端末の設置場所において入力されたと判定された場合には、前記入力された認証情報が照合され、かつ、前記判定手段によって前記認証対象のユーザが、自装置を使用できる地域に存在していると判定された場合に、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する請求項 1 記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記認証情報が自装置の設置場所において入力されたか、又は遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力されたかを判定する入力場所判定手段と、

前記スケジュール記憶装置に記憶された前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザのスケジュール情報に基づいて、前記認証対象のユーザが、自装置を使用できる地域に存在しているか否かを判定する判定手段とを更に含み、

30

前記居場所判定手段は、前記入力場所判定手段によって前記遠隔地に設定された端末装置から入力されたと判定された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報に基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定し、

前記認証手段は、前記自端末の設置場所において入力されたと判定された場合には、前記受信手段によって、前記入力された認証情報が照合されたことを示す照合結果を受信し、かつ、前記判定手段によって前記認証対象のユーザが、自装置を使用できる地域に存在していると判定された場合に、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する請求項 2 記載の情報処理装置。

40

【請求項 5】

前記認証手段による認証において、前記居場所判定手段の判定結果を用いるか否かをユーザ毎に設定する設定手段を更に含み、

前記認証手段は、前記認証対象のユーザに対して前記判定結果を用いないと設定されている場合には、前記入力された認証情報が照合されると、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する請求項 1 ~ 請求項 4 の何れか 1 項記載の情報処理装置。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 請求項 5 の何れか 1 項記載の情報処理装置と、

画像データに基づいて、記録用紙に画像を形成する画像形成手段と、

50

を含む画像処理装置。

【請求項 7】

ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した記憶手段を含む情報処理装置の情報処理方法であって、

入力された前記認証情報を、前記記憶手段に記憶された認証情報と照合し、

前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定し、

前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記入力された認証情報が照合され、かつ、居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証することを特徴とする情報処理方法。

【請求項 8】

ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した認証情報記憶装置に、入力された前記認証情報を照合させて、照合結果を受信し、

前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定し、

前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記入力された認証情報が照合されたことを示す照合結果を受信し、かつ、居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証することを特徴とする情報処理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、画像処理装置、及び情報処理方法に係り、特に、入力された識別情報及び認証情報に基づいて、ユーザを認証する情報処理装置、画像処理装置、及び情報処理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、画像処理装置などの情報処理装置の内部または外部のサーバに保持した認証情報や権利情報を使って、情報処理装置の使用を制限する技術が知られている。画像処理装置における権利情報として、例えば、サービスごとの許可又は禁止、カラー又は白黒の許可又は禁止、サービスごとの使用量上限、当該画像処理装置の使用の許可又は禁止などが設定される。

【0003】

また、認証情報としてユーザID及びパスワードを用い、入力されたユーザID及びパスワードと照合して認証判断を行っており、認証を行う画像処理装置として、外部のサーバにユーザID及びパスワードを対応させて記憶させ、外部のサーバを利用して認証処理を行う画像処理装置が知られている（特許文献1）。

【0004】

また、Windows（登録商標）などのシステムでは、セキュリティの強度を向上させるために、認証情報として、ユーザIDごとに設定される使用可能な期日及び時間帯を

10

20

30

40

50

示す情報を更に利用し、認証判断を行っている。

【特許文献1】特開2004-129247

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、上記のWindows（登録商標）などのシステムで使われている使用可能な期日及び時間帯を示す情報を認証判断で用いた場合、使用可能な期日及び時間帯がユーザIDごとに固定的に設定されているため、設定された時間外では、正当なユーザであっても情報処理装置を使用できないという不都合が発生してしまう、という問題がある。

【0006】

本発明は、上記の問題点を解決するためになされたもので、セキュリティの強度を高くすると共に、正当なユーザであるか否かを適切に認証判断することができる情報処理装置、画像処理装置、及び情報処理方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記の目的を達成するために第1の発明に係る情報処理装置は、ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した記憶手段と、入力された前記認証情報を、前記記憶手段に記憶された認証情報と照合する照合手段と、前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定する居場所判定手段と、前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記照合手段によって、前記入力された認証情報が照合され、かつ、前記居場所判定手段によって居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する認証手段とを含んで構成されている。

【0008】

また、第2の発明に係る情報処理方法は、ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した記憶手段を含む情報処理装置の情報処理方法であって、入力された前記認証情報を、前記記憶手段に記憶された認証情報と照合し、前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定し、前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記入力された認証情報が照合され、かつ、居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証することを特徴としている。

【0009】

第1の発明及び第2の発明によれば、入力された認証情報を、記憶手段に記憶された認証情報と照合し、また、認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定する。

【0010】

そして、遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、入力された認証情報が照合され、かつ、居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、認証対

10

20

30

40

50

象のユーザが正当なユーザであると認証する。

【0011】

このように、認証情報が照合され、認証対象のユーザの居場所と端末装置の所在地とが一致すると判定されたときに、正当なユーザであると認証するため、セキュリティの強度を高くすると共に、正当なユーザであるか否かを適切に認証判断することができる。

【0012】

第3の発明に係る情報処理装置は、ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した認証情報記憶装置に、入力された前記認証情報を照合させて、照合結果を受信する受信手段と、前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定する居場所判定手段と、前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記受信手段によって、前記入力された認証情報が照合されたことを示す照合結果を受信し、かつ、前記居場所判定手段によって居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する認証手段とを含んで構成されている。

10

【0013】

第4の発明に係る情報処理方法は、ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した認証情報記憶装置に、入力された前記認証情報を照合させて、照合結果を受信し、前記認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定し、前記遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、前記入力された認証情報が照合されたことを示す照合結果を受信し、かつ、居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、前記認証対象のユーザが正当なユーザであると認証することを特徴としている。

20

30

【0014】

第3の発明及び第4の発明によれば、ユーザを識別する識別情報を含む複数の認証情報を予め記憶した認証情報記憶装置に、入力された認証情報を照合させて、照合結果を受信し、また、認証情報が、遠隔地に設置された端末装置からネットワークを介して入力された場合に、端末装置の所在地を示す所在地情報を管理する端末管理装置の前記端末装置の所在地情報と、ユーザの現在の居場所を示す居場所情報を含むスケジュール情報をユーザ毎に予め記憶したスケジュール記憶装置の前記スケジュール情報とに基づいて、前記入力された認証情報の識別情報が示すユーザの居場所情報の居場所と前記所在地情報が示す所在地とが一致するか否かを判定する。

【0015】

そして、遠隔地に設定された端末装置から前記認証情報が入力された場合に、入力された認証情報が照合されたことを示す照合結果を受信し、かつ、居場所と所在地とが一致すると判定されたときに、認証対象のユーザが正当なユーザであると認証する。

40

【0016】

このように、認証情報が照合され、認証対象のユーザの居場所と端末装置の所在地とが一致すると判定されたときに、正当なユーザであると認証するため、セキュリティの強度を高くすると共に、正当なユーザであるか否かを適切に認証判断することができる。

【0017】

認証対象のユーザのスケジュール情報を利用して、ユーザの居場所と端末装置の所在地とが一致するか否かを判定することができるため、ユーザ操作が煩雑にならず、かつ、既

50

存のスケジュールを記憶している装置を利用して、コストを抑制することができる。

【0020】

また、端末装置の所在地情報を管理する端末管理装置を利用して、遠隔地からのアクセスに対しても、セキュリティの強度を高くすることができる。

【0021】

上記の情報処理装置は、認証手段による認証において、居場所判定手段の判定結果を用いるか否かをユーザ毎に設定する設定手段を更に含み、認証手段は、認証対象のユーザに対して判定結果を用いないと設定されている場合には、入力された認証情報が照合されると、認証対象のユーザが正当なユーザであると認証することができる。これにより、ユーザ毎に、認証において、ユーザの居場所と端末装置の所在地とが一致するか否かの判定を利用するか否かを設定できるため、利便性を向上させることができる。

10

【0023】

第5の発明に係る画像形成装置は、上記の情報処理装置と、画像データに基づいて、記録用紙に画像を形成する画像形成手段とを含んで構成されている。

【0024】

第5の発明に係る画像形成装置によれば、情報処理装置によって正当なユーザであると認証されたユーザによる画像形成装置の使用が許可され、ユーザの指示に従って、記録用紙に画像を形成する。

【発明の効果】

【0025】

以上説明したように、本発明の情報処理装置、画像処理装置、及び情報処理方法によれば、認証情報が照合され、認証対象のユーザの居場所と端末装置の所在地とが一致すると判定されたときに、正当なユーザであると認証するため、セキュリティの強度を高くすると共に、正当なユーザであるか否かを適切に認証判断することができる、という効果が得られる。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0026】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。なお、本実施の形態では、画像処理システムの画像形成装置に本発明を適用した場合について説明する。

【0027】

図1に示すように、本発明の第1の実施の形態に係る画像処理システム10は、画像データに基づいて記録用紙に画像を形成する画像形成装置12と、ユーザのスケジュールを示すスケジュール情報を記憶し、管理するスケジュール情報管理サーバ14と、複数のクライアントPC16と、画像形成装置12、スケジュール情報管理サーバ14、及びクライアントPC16を相互に接続するネットワーク18とを備えている。なお、本実施の形態では、画像形成装置12がユーザの勤務場所に設置されている場合を例に説明する。

30

【0028】

画像形成装置12は、各種プログラムやパラメータ等が記憶されたROM22、各種プログラムを実行するCPU24、CPU24による各種プログラムの実行時におけるワークエリア等として用いられるRAM26、画像データや後述する認証処理ルーチンを実行するためのプログラムなどが記憶されたHDD32、及びこれらを相互に接続するためのバス30が設けられている。

40

【0029】

HDD32には、認証情報としてのユーザID及びパスワードを対応させて予め登録した認証管理情報データベースが記録されている。

【0030】

また、画像形成装置12には、さらに、原稿を読みとって画像データを生成するスキャナ34と、画像データに基づいて感光体に静電潜像を記録し、静電潜像をモノクロトナーまたはカラートナーを用いて現像し、現像した画像を記録用紙に転写して出力する印字部36と、画像形成装置12の各種処理を指示するための操作ボタンや操作パネルからなる

50

操作パネル部 38 と、ネットワーク 18 を介して通信するためのネットワークインタフェース 40 とが設けられており、これらもバス 30 に接続されている。

【0031】

なお、画像形成装置 12 は、従来公知の画像形成装置の一般的構成を備えていればよく、本実施の形態では、画像形成装置 12 の他の構成及び一般的処理の説明を省略する。

【0032】

スケジュール情報管理サーバ 14 に記憶されているスケジュール情報は、認証管理情報データベースに登録されているユーザ ID と同じユーザ ID と対応して記憶されており、スケジュール情報は、ユーザの勤怠情報（本日の出勤時刻及び退勤時刻）と居場所情報（本日の任意の時間帯におけるユーザの居場所）とから構成されている。例えば、スケジュール情報管理サーバ 14 は、勤怠情報をユーザ毎に記憶した勤怠情報データベースを備えており、一般ユーザの操作によって、自分の出勤時刻及び退勤時刻の追加と、自分の勤務時間の集計と、自分の出勤時刻及び退勤時刻の問い合わせとを行うことができる。また、管理者の操作によって、各ユーザの出勤時刻及び退勤時刻の修正及び削除と、各ユーザの出勤時刻及び退勤時刻の問い合わせとを行うことができる。

10

【0033】

また、スケジュール情報管理サーバ 14 は、行動予定を共有するグループウェアと、居場所情報を記憶した居場所情報データベースとを備えており、一般ユーザがグループウェアを用いて、自分の居場所情報を含むスケジュールの追加、修正、及び削除と、自分と自分以外のスケジュールの問い合わせとを行うことができる。

20

【0034】

スケジュール情報管理サーバ 14 は、既存のそれぞれのシステムから、問合せを受けることができるインタフェースを備えており、ユーザ ID を指定した問合せを受けると、指定されたユーザ ID を用いて、勤怠情報データベースに対して、指定のユーザ ID の出勤時刻及び退勤時刻を問い合わせ、出勤時刻がないときは出勤前、出勤時刻があり退勤時刻がないときは勤務中、出勤時刻及び退勤時刻の両方があるときは退勤後、と判断し、現在勤務中であるか否かを応答する。また、指定されたユーザ ID を用いて、居場所情報データベースに対して、指定のユーザ ID の本日の居場所情報を問い合わせ、得た居場所情報の中から現在の居場所を応答する。

【0035】

クライアント PC 16 では、ユーザによって、画像データの作成及び編集を行い、画像データに基づく画像形成処理の要求を、ネットワーク 18 を介して画像形成装置 12 へ送信することができる。

30

【0036】

次に、第 1 の実施の形態に係る画像処理システム 10 の作用を説明する。

【0037】

まず、管理者の操作によって、ユーザ毎にユーザ ID 及びパスワードを HDD 32 の認証管理情報データベースに登録しておく。また、スケジュール情報管理サーバ 14 において、各ユーザの操作により、居場所情報データベースに自己のスケジュールとして時間帯及び居場所情報を予め登録しておき、また、各ユーザが出勤した場合には、出勤時刻を勤怠情報データベースに登録し、退勤した場合には、退勤時刻を勤怠情報データベースに登録する。

40

【0038】

そして、ユーザが画像形成装置 12 の利用を要求したときに、画像形成装置 12 において、図 2 に示す認証処理ルーチンが実行される。

【0039】

ステップ 100 において、ユーザの認証情報としてユーザ ID 及びパスワードが入力されたか否かを判定し、ユーザが操作パネル部 38 を操作して、ユーザ ID 及びパスワードが入力された場合や、ユーザがクライアント PC 16 を操作して、ネットワーク 18 を介して画像形成装置 12 にユーザ ID 及びパスワードを入力した場合には、ステップ 100

50

からステップ102へ進み、照合処理を行い、入力されたユーザID及びパスワードと、HDD32の認証管理情報データベースに予め登録されたユーザID及びパスワードとを照合する。

【0040】

そして、ステップ104において、ステップ102の照合処理で、照合されたか否かを判定し、照合されなかった場合には、ステップ106で、操作パネル部38に認証失敗メッセージを表示して、認証処理ルーチンを終了するが、一方、照合された場合には、ステップ108で、リモートアクセスであるか否かを判定する。なお、ステップ106において、ネットワーク18を介してクライアントPC16から画像形成装置12にアクセスされた場合には、クライアントPC16に認証失敗メッセージを送信することにより、クライアントPC16において認証失敗メッセージを表示する。

10

【0041】

ステップ108において、ユーザが操作パネル部38を操作して、自装置に直接アクセスしている場合には、ステップ110へ移行するが、一方、遠隔地に設置されたクライアントPC16からネットワーク18を介してアクセスされた場合には、スケジュール情報に基づく判定を行わずに、ステップ118へ移行する。

【0042】

ステップ110では、入力されたユーザIDが示すユーザについて、スケジュール情報に基づく判定を行うように設定されているか否かを判定する。画像形成装置12では、操作パネル部38を操作して、認証情報に基づく判定の他に、スケジュール情報に基づく判定を用いてユーザ認証を行うか否かをユーザ毎に予め設定することができ、ここで、認証対象のユーザに対して、スケジュール情報の判定を行わないように予め設定されている場合には、スケジュール情報の判定を行わずに、ステップ118へ移行するが、スケジュール情報の判定を行うように設定されている場合には、ステップ112へ移行する。

20

【0043】

ステップ112では、スケジュール情報管理サーバ14に対して、入力されたユーザIDが示すユーザのスケジュール情報の問合せを行い、ステップ114において、スケジュール情報管理サーバ14から、勤務中であるか否かと現在の居場所とを示すスケジュール情報を取得したか否かを判定し、スケジュール情報管理サーバ14の勤怠情報データベースから、認証対象のユーザが勤務中であるか否かを示す応答メッセージを取得すると共に、居場所情報データベースから、認証対象のユーザの現在の居場所を示す応答メッセージを取得すると、ステップ116へ進む。

30

【0044】

ステップ116では、スケジュール情報管理サーバ14からの応答メッセージに基づいて、認証対象のユーザが勤務中であって、かつ、現在の居場所が、自装置を使用できる地域としての自装置の設置場所（本実施の形態の場合には、勤務場所）であるか否かを判定し、出勤前又は退勤後である場合や、現在の居場所が勤務場所以外である場合には、ステップ106へ移行して、認証失敗メッセージを表示するが、一方、ユーザが勤務中であり、現在勤務場所に存在している場合には、ユーザが正当なユーザであると認証して、ステップ118へ移行し、操作パネル部38に認証成功メッセージを表示して、認証処理ルーチンを終了する。なお、ネットワーク18を介してクライアントPC16からアクセスされている場合には、クライアントPC16に認証成功メッセージを送信することにより、クライアントPC16において認証成功メッセージを表示する。

40

【0045】

そして、上記の認証処理ルーチンにおいて、認証が成功した場合には、ユーザによる画像形成装置12の利用が許可され、ユーザの操作に基づいて、印刷ジョブが入力され、印字部36において、印刷ジョブの画像データに基づいて、記録用紙に画像が形成される。一方、認証が失敗した場合には、ユーザによる画像形成装置12の利用は禁止される。

【0046】

以上説明したように、第1の実施の形態に係る画像形成システムによれば、認証情報が

50

照合され、かつ、認証対象のユーザが勤務中であり、自装置を使用できる勤務場所に存在していると判定されたときに、正当なユーザであると認証するため、セキュリティの強度を高くすると共に、正当なユーザであるか否かを適切に認証判断することができる。

【 0 0 4 7 】

また、認証対象のユーザのスケジュール情報を利用して、ユーザが現在自装置を使用できる地域に存在しているか否かを判定するため、既存のスケジュールを記憶している装置を利用して判定することができ、また、ユーザ操作をまったく従来方法と変更することなく、セキュリティの強度を高くすることができる。

【 0 0 4 8 】

スケジュール情報は既存の情報であり、スケジュール情報管理サーバの新規構築は不要であるため、発生するコストは連携にかかるものだけとなり、コストを抑えることができる。

10

【 0 0 4 9 】

認証において、スケジュール情報を問い合わせ、自装置を使用できる地域に存在しているか否かの判定を利用するか否かをユーザ毎に設定できるため、さまざま運用形態に対応することができ、利便性を向上させることができる。

【 0 0 5 0 】

また、遠隔地に設置された所在地が分からない端末装置からのリモートアクセスがあった場合には、認証判断において、自装置を使用できる地域に存在しているか否かの判定を行わずに、認証情報の照合のみによって、適切に認証を行うため、画像形成装置の利用形態に応じた適切なセキュリティ強化をすることができる。

20

【 0 0 5 1 】

また、認証情報としてユーザID及びパスワードを使う場合、単純にセキュリティの強度を高くしようとする、パスワードの長さを長くしたり、大文字、小文字、数字、記号を組み合わせたりする必要があり、ユーザ操作が煩雑になるが、本実施の形態では、認証操作時にユーザが入力する必要のないユーザのスケジュール情報を認証判断に用いることにより、ユーザ操作を煩雑にすることなくセキュリティの強度を高くすることができる。

【 0 0 5 2 】

なお、上記の実施の形態では、スケジュール情報管理サーバに、勤怠情報データベースと居場所情報データベースとを備えている場合を例に説明したが、勤怠情報データベースを備えた勤怠情報管理サーバと、居場所情報データベースを備えた居場所情報管理サーバとを別々に設けるようにしてもよい。この場合には、画像形成装置は、認証処理において、勤怠情報管理サーバと居場所情報管理サーバとの各々に問合せを行えばよい。

30

【 0 0 5 3 】

また、認証対象のユーザが勤務中であるか否かの判定と現在の居場所が勤務場所であるか否かの判定との両方を用いて、正当なユーザであると認証する場合を例に説明したが、何れか一方の判定を用いて、認証処理を行うようにしてもよい。

【 0 0 5 4 】

また、スケジュール情報を用いて、認証対象のユーザが自装置を使用できる地域に存在しているか否かを判定する場合を例に説明したが、これに限定されるものではなく、ユーザがGPS(Global Positioning System)対応携帯端末を所持している場合には、GPSシステムを利用して、認証対象のユーザの居場所を取得して、認証対象のユーザが自装置を使用できる地域に存在しているか否かを判定するようにしてもよい。

40

【 0 0 5 5 】

次に第2の実施の形態について説明する。なお、第1の実施の形態と同一構成となっている部分については、同一符号を付して説明を省略する。

【 0 0 5 6 】

第2の実施の形態では、画像形成装置とは別に設けられた認証情報管理サーバにおいて、ユーザID及びパスワードの認証を行うようになっている点が第1の実施の形態と異な

50

っている。

【 0 0 5 7 】

図 3 に示すように、第 2 の実施の形態に係る画像形成システム 2 1 0 には、認証管理情報データベースを備えた認証情報管理サーバ 2 5 0 が設けられており、認証情報管理サーバ 2 5 0 はネットワーク 1 8 を介して、画像形成装置 2 1 2 と接続されている。また、認証情報管理サーバ 2 5 0 の認証管理情報データベースには、管理者の操作によって、ユーザ毎にユーザ ID 及びパスワードが予め登録されている。

【 0 0 5 8 】

認証情報管理サーバ 2 5 0 は、ユーザ ID 及びパスワードの照合依頼を受信すると、受信したユーザ ID 及びパスワードを認証管理情報データベースに登録されているユーザ ID 及びパスワードと照合し、照合結果を応答メッセージとして送信する。

10

【 0 0 5 9 】

なお、画像形成装置 2 1 2 の HDD 2 3 2 には、認証管理情報データベースが記憶されていない。

【 0 0 6 0 】

次に、第 2 の実施の形態に係る認証処理ルーチンについて、図 4 を用いて説明する。なお、第 1 の実施の形態と同一処理については、同一符号を付して詳細な説明を省略する。

【 0 0 6 1 】

まず、ステップ 1 0 0 において、ユーザのユーザ ID 及びパスワードが入力されたか否かを判定し、ステップ 2 7 0 において、認証情報管理サーバ 2 5 0 に対して、入力されたユーザ ID 及びパスワードと共に、照合依頼を送信し、ステップ 2 7 2 において、認証情報管理サーバ 2 5 0 から照合結果を取得したか否かを判定し、認証情報管理サーバ 2 5 0 において、照合処理を行い、照合依頼対象のユーザ ID 及びパスワードと、認証管理情報データベースに予め登録されたユーザ ID 及びパスワードとを照合し、照合結果を示す応答メッセージを画像形成装置 2 1 2 に送信し、画像形成装置 2 1 2 で受信されると、ステップ 2 7 4 へ進む。

20

【 0 0 6 2 】

ステップ 2 7 4 では、ステップ 2 7 2 で取得された照合結果に基づいて、入力されたユーザ ID 及びパスワードが照合されたか否かを判定し、照合されなかった場合には、ステップ 1 0 6 で、操作パネル部 3 8 に認証失敗メッセージを表示して、認証処理ルーチンを終了するが、一方、照合された場合には、ステップ 1 0 8 で、リモートアクセスであるか否かを判定する。

30

【 0 0 6 3 】

ステップ 1 0 8 において、ユーザが自装置に直接アクセスしている場合には、ステップ 1 1 0 へ移行するが、一方、遠隔地に設置されたクライアント PC 1 6 からネットワーク 1 8 を介してアクセスされた場合には、スケジュール情報に基づく判定を行わずに、ステップ 1 1 8 へ移行する。

【 0 0 6 4 】

ステップ 1 1 0 では、認証対象のユーザについて、スケジュール情報に基づく判定を行うように設定されているか否かを判定し、スケジュール情報の判定を行わないように設定されている場合には、スケジュール情報に基づく判定を行わずに、ステップ 1 1 8 へ移行するが、スケジュール情報の判定を行うように設定されている場合には、ステップ 1 1 2 へ移行する。

40

【 0 0 6 5 】

ステップ 1 1 2 では、スケジュール情報管理サーバ 1 4 に対して、スケジュール情報の問合せを行い、ステップ 1 1 4 において、スケジュール情報管理サーバ 1 4 からスケジュール情報を取得すると、ステップ 1 1 6 において、スケジュール情報管理サーバ 1 4 から取得したスケジュール情報に基づいて、認証対象のユーザが勤務中であって、かつ、現在の居場所が自装置の設置場所であるか否かを判定し、出勤前又は退勤後である場合や、現在の居場所が勤務場所以外である場合には、ステップ 1 0 6 へ移行して、認証失敗メッセ

50

ージを表示するが、一方、ユーザが勤務中であり、現在勤務場所に存在している場合には、ステップ118へ移行し、操作パネル部38に認証成功メッセージを表示して、認証処理ルーチンを終了する。

【0066】

そして、上記の認証処理ルーチンにおいて、認証が成功した場合には、ユーザによる画像形成装置212の利用が許可されるが、一方、認証が失敗した場合には、ユーザによる画像形成装置212の利用は禁止される。

【0067】

以上説明したように、第2の実施の形態に係る画像形成システムによれば、認証情報の照合を、画像形成装置の外部にある認証情報管理サーバに行わせるため、画像形成装置の処理負担を軽減して、認証におけるセキュリティの強度を高くすることができる。

10

【0068】

次に第3の実施の形態について説明する。なお、第1の実施の形態と同様の構成となっている部分については、同一符号を付して、説明を省略する。

【0069】

第3の実施の形態では、クライアントPCの所在地を管理する端末管理サーバから、リモートアクセスしてきたクライアントPCの所在地を取得して、リモートアクセスしてきたクライアントPCの所在地に認証対象のユーザが存在しているか否かを判定して、ユーザの認証を行う点が第1の実施の形態と異なっている。

【0070】

20

図5に示すように、第3の実施の形態に係る画像形成システム310には、ネットワーク18に接続されている複数のクライアントPC16の各々の所在地を管理している端末管理サーバ350が設けられ、ネットワーク18を介して画像形成装置12に接続されている。

【0071】

端末管理サーバ350は、クライアントPC16の所在地の問合せを受けると、問合せ対象のクライアントPC16の所在地を示す応答メッセージを問合せ元へ送信する。

【0072】

次に、第3の実施の形態に係る認証処理ルーチンについて、図6を用いて説明する。なお、第1の実施の形態と同一処理については、同一符号を付して詳細な説明を省略する。

30

【0073】

まず、ステップ100において、ユーザのユーザID及びパスワードが入力されたか否かを判定し、ステップ102で、入力されたユーザID及びパスワードの照合処理を行う。そして、ステップ104において、ステップ102の照合処理で、照合されたか否かを判定し、照合されなかった場合には、ステップ106で、操作パネル部38に認証失敗メッセージを表示して、認証処理ルーチンを終了するが、一方、照合された場合には、ステップ110において、入力されたユーザIDが示すユーザについて、スケジュール情報に基づく判定を行うように設定されているか否かを判定し、スケジュール情報の判定を行わないように予め設定されている場合には、ステップ118へ移行するが、スケジュール情報の判定を行うように設定されている場合には、ステップ112へ移行する。

40

【0074】

ステップ112では、スケジュール情報管理サーバ14に対して、スケジュール情報の問合せを行い、ステップ114において、スケジュール情報を取得したか否かを判定し、スケジュール情報管理サーバ14からスケジュール情報を取得すると、ステップ370において、リモートアクセスであるか否かを判定し、ユーザが自装置に直接アクセスしている場合には、ステップ116へ移行するが、一方、遠隔地に設置されたクライアントPC16からネットワーク18を介してアクセスされた場合には、ステップ372へ移行する。

【0075】

ステップ116では、スケジュール情報管理サーバ14から取得したスケジュール情報

50

に基づいて、認証対象のユーザが勤務中であって、かつ、現在の居場所が自装置の設置場所であるか否かを判定し、出勤前又は退勤後である場合や、現在の居場所が勤務場所以外である場合には、ステップ106へ移行して、認証失敗メッセージを表示するが、一方、ユーザが勤務中であり、現在勤務場所に存在している場合には、ステップ118へ移行し、操作パネル部38に認証成功メッセージを表示し、又は、クライアントPC16に認証成功メッセージを送信して、認証処理ルーチンを終了する。

【0076】

ステップ372では、端末管理サーバ350に対して、画像形成装置12にリモートアクセスしているクライアントPC16の所在地を問合せ、ステップ374において、端末管理サーバ350からリモートアクセス元の所在地を取得したか否かを判定し、端末管理サーバ350が所在地の問合せを受けて、リモートアクセスしているクライアントPC16の所在地を示す応答メッセージを画像形成装置12に送信すると、ステップ376へ進み、スケジュール情報管理サーバ14から取得したスケジュール情報及び端末管理サーバ350から取得した所在地に基づいて、認証対象のユーザが勤務中であって、かつ、現在の居場所がアクセス元の所在地であるか否かを判定し、出勤前又は退勤後である場合や、現在の居場所がアクセス元の所在地以外である場合には、ステップ106へ移行して、認証失敗メッセージを表示するが、一方、ユーザが勤務中であり、現在アクセス元の所在地に存在している場合には、ステップ118へ移行し、操作パネル部38に認証成功メッセージを表示し、又は、クライアントPC16に認証成功メッセージを送信して、認証処理ルーチンを終了する。

【0077】

そして、上記の認証処理ルーチンにおいて、認証が成功した場合には、ユーザによる画像形成装置12の利用が許可されるが、一方、認証が失敗した場合には、ユーザによる画像形成装置12の利用は禁止される。

【0078】

以上説明したように、第3の実施の形態に係る画像形成システムによれば、クライアントPCの所在地を管理する端末管理装置を合わせて利用することにより、遠隔地からのアクセスに対しても、セキュリティの強度を高くすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0079】

【図1】本発明の第1の実施の形態に係る画像形成システムの構成を示す概略図である。

【図2】本発明の第1の実施の形態に係る画像形成装置の認証処理ルーチンの内容を示すフローチャートである。

【図3】本発明の第2の実施の形態に係る画像形成システムの構成を示す概略図である。

【図4】本発明の第2の実施の形態に係る画像形成装置の認証処理ルーチンの内容を示すフローチャートである。

【図5】本発明の第3の実施の形態に係る画像形成システムの構成を示す概略図である。

【図6】本発明の第3の実施の形態に係る画像形成装置の認証処理ルーチンの内容を示すフローチャートである。

【符号の説明】

【0080】

- 10、210、310 画像処理システム
- 12、212 画像形成装置
- 14 スケジュール情報管理サーバ
- 16 クライアントPC
- 18 ネットワーク
- 22 ROM
- 24 CPU
- 26 RAM
- 32 HDD

10

20

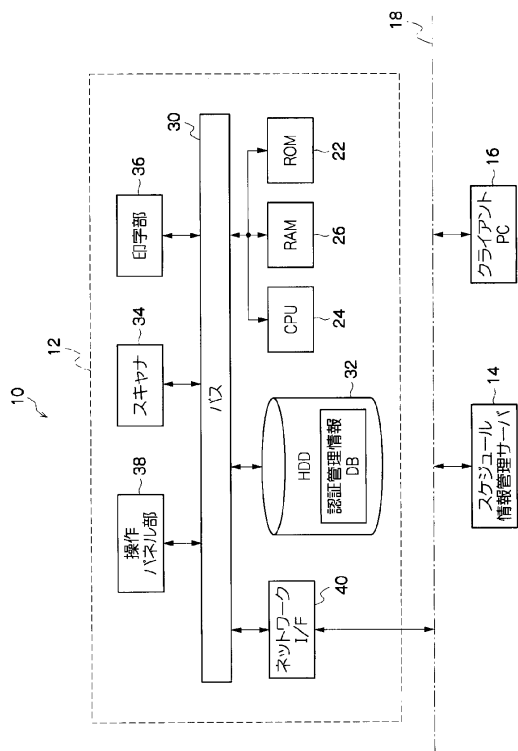
30

40

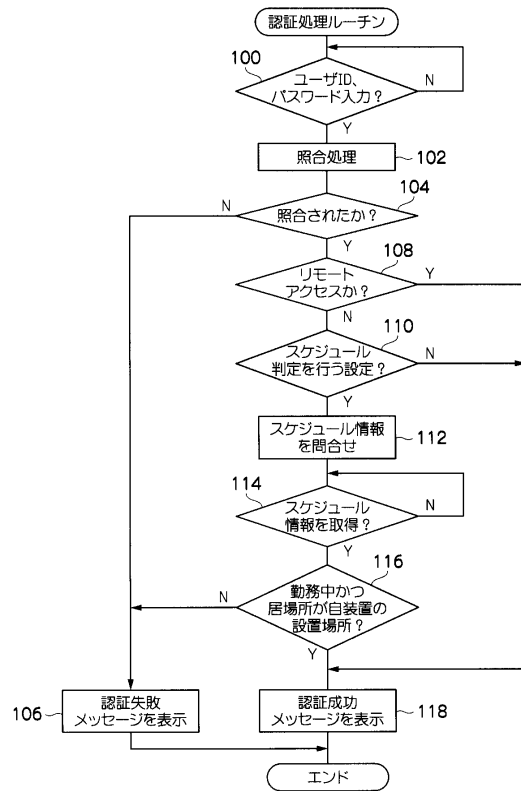
50

- 3 6 印字部
- 3 8 操作パネル部
- 2 5 0 認証情報管理サーバ
- 3 5 0 端末管理サーバ

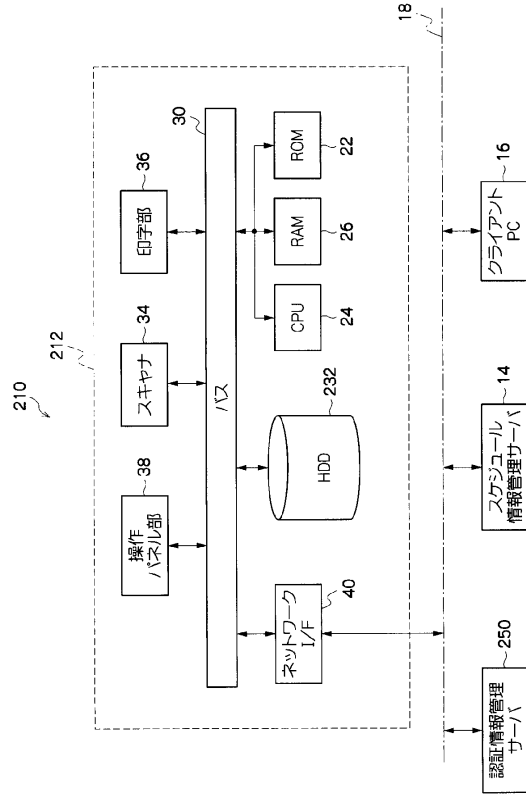
【 図 1 】



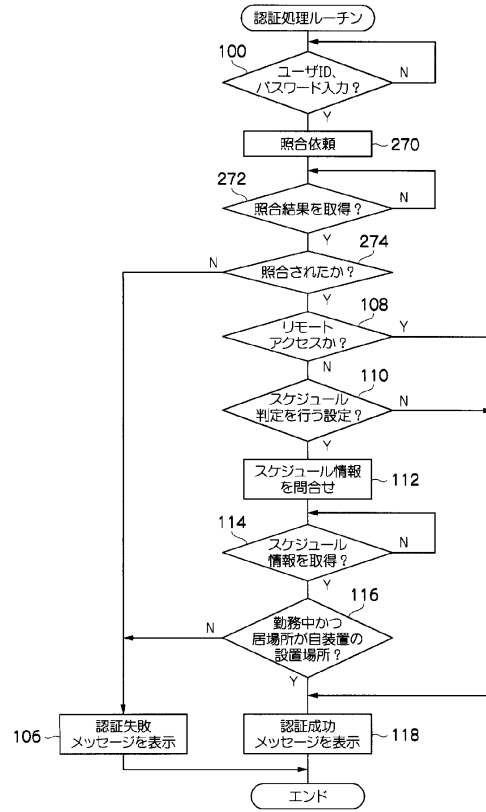
【 図 2 】



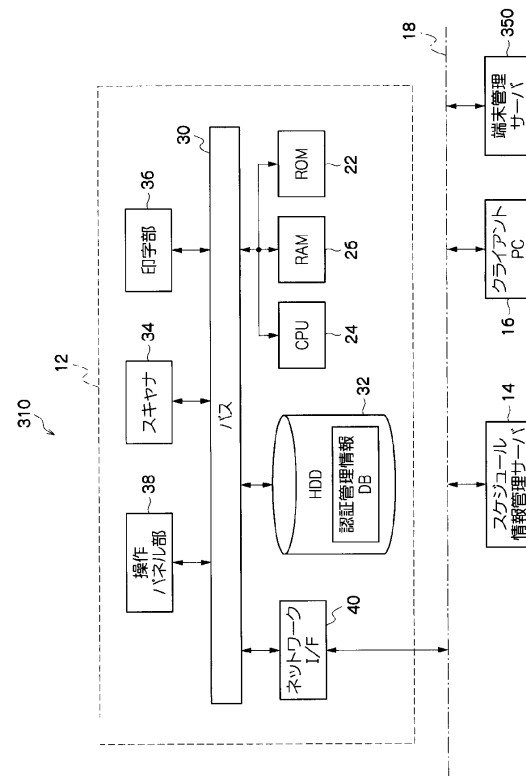
【図3】



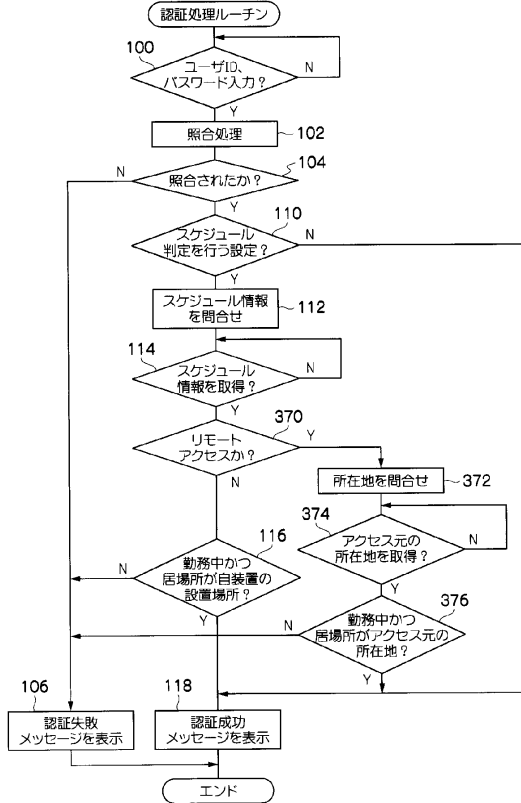
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

(72)発明者 田邊 滋

神奈川県海老名市本郷2 2 7 4 番地 富士ゼロックス株式会社内

審査官 石田 信行

(56)参考文献 特開2 0 0 3 - 1 4 0 9 6 8 (J P , A)

特開2 0 0 6 - 2 4 4 4 8 2 (J P , A)

特表2 0 0 2 - 5 1 8 7 2 0 (J P , A)

特開2 0 0 5 - 0 1 8 5 6 6 (J P , A)

特開2 0 0 4 - 1 2 9 2 4 7 (J P , A)

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

G 0 6 F 2 1 / 2 0

G 0 9 C 1 / 0 0